

八洲学園大学 学則（抜粋）

第1章 総則

（本学の目的）

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る。

2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

（学部・学科・専攻）

第3条 本学に生涯学習学部を置く。

2 本学部は、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする。

3 生涯学習学部には生涯学習学科を置く。

4 本学科は、生涯学習とその支援についての研究・教育を行い、企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人々の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の養成を目的とする。

（入学定員、収容定員）

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	3年次編入定員	収容定員
生涯学習学科	800	400	4000

2 欠員のある場合には、2年次及び4年次に編入学することを認めることができる。

（附属図書館）

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

（事務局）

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

（教職員）

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教及び助手を置かないことができる。

2 本学には、前項のほか、副学長、学部長、技術職員その他必要な職員を置くこ

とができる。

- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する
- 9 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 10 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教授会)

第8条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は別に定める。

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を次の4学期に分ける。

第1学期 4月1日から6月30日まで

第2学期 7月1日から9月30日まで

第3学期 10月1日から12月31日まで

第4学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、12月30日から翌年の1月4日までとする。

2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

附 則

- 1 この学則は、大学設置認可の日(平成15年11月27日)から施行する。
- 2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入300

				を含む
人間開発 教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 家庭教育課程及び人間開発教育課程は、この学則第3条第3項の規程にかかわらず平成21年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 人間開発教育専攻及び家庭教育専攻は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の学費の改定は令和6年4月1日から適用する。